

特殊車両の指導・取り締まりを実施します

仙台河川国道事務所では、名取市の国道4号において、所轄警察署の協力のもと、特殊車両の指導、取り締まりを実施します。

この取り締まりは、道路構造の保全、交通の危険を防ぐため、特殊車両通行許可が適正に履行されているかを確認し、無許可などの違反車両に対して、必要な措置を命じることを目的として実施するものです。

1. 日時 令和5年10月24日(火) 予備日25日(水) 14時～16時
2. 場所 一般国道4号 下り線「名取車両検測所」【別添図参照】
(名取市本郷字焼野地内)
3. 協力警察署 岩沼警察署
4. その他 雨天、災害発生時は中止します。



△過去の指導取締りの状況△

※新型コロナウイルスやインフルエンザ感染症の拡大防止の観点から、可能な限り少人数での取材、マスク着用などに、ご協力をお願いします。

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所

占用調整管理官

TEL 022-304-1814

国土交通省 仙台河川国道事務所

岩沼国道維持出張所長

TEL 0223-22-3039

せと たくろう
瀬戸 琢郎

すずき ひろし
鈴木 裕志

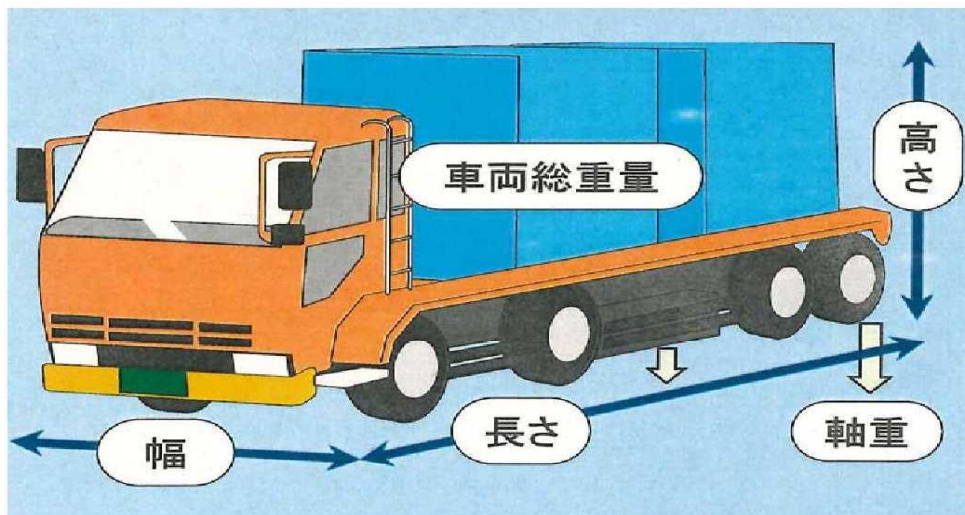


名取車両検測所



下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づき「**特殊車両通行許可**」が必要です。

長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

車両の通行について

特殊車両の通行許可を受けていなかったり、通行許可の条件に違反して通行する車両があると、舗装の痛みを早めたり、橋に設計で想定した以上の負荷がかかったり、トンネル・照明灯・道路標識等に接触・衝突するなど道路施設を損壊したり、大型車であるために一旦事故が発生すると大きな事故となり、長時間の通行止めを引き起こし社会的に大きな影響を及ぼします。

道路構造の保全、事故防止を目的として特殊車両の指導取締りを実施します。

橋梁損傷の例 一般国道23号 木曾川大橋の鋼材破断



通行止めの状況



横断歩道橋損傷の例



舗装損傷の例

